

筑波大学社会・国際学群国際総合学類

卒業論文

喫煙規制とたばこ広告

2022 年 1 月

氏 名：末崎 周

学籍番号：201810368

指導教員：関根 久雄

目次

第1章 序論	1
1. はじめに	1
2. 研究方法	3
第2章 喫煙規制	5
1. たばこによるリスク	5
(1)能動・受動喫煙によるリスク	5
(2)ニコチン依存症	8
(4)社会的損失	9
2. 喫煙規制の歴史	10
(1)アメリカの喫煙規制	10
(2)WHO の喫煙規制	13
(3)日本の喫煙規制	16
第3章 たばこ広告の変化	21
1. たばこ広告の歴史と規制	21
2. 喫煙規制に抵抗するたばこ広告	25
(1)健康をアピールする広告	25
(2)青少年をターゲットにした広告	26
3. たばこと性表象	28
第4章 結論	29
注	30
参考文献	32
Summary	35
謝辞	36

第 1 章 序論

1. はじめに

近年、世界規模で分煙や禁煙といった喫煙規制が勢いを増している。ひとむかし前の日本では、電車や飛行機などの公共交通機関や路上、病院などの施設内といった喫煙者と非喫煙者が入り混じる空間においても喫煙が可能だった。しかし今では、ほとんどの建物や敷地内、路上には喫煙禁止を示す文字やマークがみられる。公共の場で、唯一喫煙が認められている喫煙所も少なくなりつつある。2020 年 4 月に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正健康増進法」）では受動喫煙防止のため、学校、病院、児童福祉施設といった一部施設での喫煙が原則禁止された。コンビニ前や駅周辺に設置されていた灰皿もいつの間になくなってしまった。指定された喫煙所へ向かうとそこは人目のつかない建物の片隅にあり、多くの喫煙者はそこに追いやられている。また、このような喫煙規制の風潮を受け、たばこ業界や媒体社はたばこ広告、販売促進、後援活動の自主規制を余儀なくされている。利用者の年齢を特定できないテレビやラジオでの CM を全面中止し、未成年者向けの新聞・雑誌にはたばこ広告を掲載していない。

このような喫煙規制の背景には、たばこによる健康被害が問題視されていることがある。1964 年にアメリカの公衆衛生サービスが発表した“Smoking and Health; Report of the Advisory Committee to the Surgeon General of the Public Health Service”（以下『64 年公衆衛生総監報告書』）では、紙巻きたばこは肺がんや喉頭がん、慢性気管支炎の主要な原因であり、肺気腫や動脈疾患、食道がんとも関連しているとされている[U.S Department of Health Education, and Welfare Public Health Service 1964:37-40]。また、イギリス医学誌ランセットは 2021 年 6 月、2019 年に世界で喫煙を原因として 769 万人が死亡したとする論文を掲載した。日本は約 20 万人で 6 番目に多かった。喫煙は各国で死因における高い割合を占めており、たばこ税の引き上げや広告禁止など、厳しい措置で抑制するよう求めた。

二十世紀半ば、アメリカでたばこの煙による健康被害について訴訟が起こり、その波はまたたく間に世界に広がった。日本にもその波は伝わり、1954 年、「日本禁煙

友愛会」が設立された。その後、「嫌煙権」という言葉を足がかりに、1978年に「嫌煙権確立をめざす人々の会」が結成された[奥田 2020:46]。この年が日本における喫煙規制の元年とされる。日本の喫煙規制は他国に比べ緩やかに進むが、2000年の「21世紀における国民健康づくり運動」（以下「健康日本 21」）策定を皮切りに本格化されていくことになる。日本たばこ産業株式会社（以下 JT）の「全国たばこ喫煙者率調査」によると成人男性の平均喫煙率はピークである 1966 年の 83.7%から 2018 年の 27.8%と約 50 年間で 56 ポイント減少しており、成人女性の平均喫煙率もピークである 1966 年の 18%から 2018 年の 8.7%と減少傾向にある⁽¹⁾。

このような現状をみると、たばこが健康の観点からいえばまさに「百害あって一利なし」であることは疑いようのない事実だろう。それにもかかわらず人々は長きにわたってたばこを受容し喫煙を続けてきた。それは人々が、たばこの有害性を理解したうえでたばこに価値や意義を見出してきたからではないだろうか。

日本にたばこが伝来したのは 16 世紀とされる。江戸幕府は当初、喫煙やたばこ栽培が風紀の乱れや失火、米や麦などの耕作の妨げになるとしてたばこの禁令を出した。しかし、禁令下にもかかわらず、たばこを楽しむ人々は増え続け、次第に容認され、庶民を中心に嗜好品として親しまれるようになった。たばこは庶民にとって日ごろの疲れを癒したり、話を弾ませたりするためになくてはならないものだったのである。

たばこの使用には多くの要因が関与しているが、そのなかのひとつにたばこ広告がある。たばこ広告には、主なものとして新聞や雑誌を中心に、映画館で配布される無料のガイドブックや商店のチラシなど文字や写真を使用した印刷広告、テレビやラジオ、くわえて近年ではコンピュータのような電子機器による放送広告、ビルボード、ネオンサイン、ポスター、垂れ幕のような看板広告、小売店における購買時点広告がある。ほかにも無料サンプルの配布、銘柄のロゴマーク入りの懸賞品・記念品の配布、スポーツ、芸術、地域のイベントに対するスポンサー活動、映画やテレビドラマにおける喫煙シーンも広義のたばこ広告といえる[曾根・藤崎 1998:3; 岡本 2017:2]。

岡田は、それ自体に利便性がある自動車や家電製品とは異なり、生活するうえで必ずしも必要なものではない嗜好品であるたばこにとって、消費者の購買意欲を高めるために広告はとりわけ重要であったと述べる[岡本 2016:90, 2017:1-2]。また、たばこ広告と販売促進活動は喫煙に対してより肯定的な社会的風潮をつくりだしていると

の指摘もある。

しかし、JT やフィリップモリスなどのたばこ会社が会員である「社会法人日本たばこ協会」（以下「たばこ協会」）は喫煙規制の風潮を受け、たばこ広告に対して自主規制をおこなってきた。「たばこ協会」は成人のみを対象とした媒体や喫煙所以外でのたばこ銘柄の広告や女性の喫煙を描いた広告を自粛したため、現在ではその多くがみられなくなった。ただ、たばこ会社による広告がなくなったわけではない。テレビや電車内で JT の広告を目にすることはよくある。それでは、たばこ広告は相反する喫煙規制が押し進められていくなかでどのように変化し、喫煙行動を維持しようと試みたのだろうか。

以上のような問題意識から、本稿ではまず日本における喫煙規制の展開について概観する。次に歴史的な視点から、たばこを取りまく社会の変化のなかで、たばこ広告がどのようにたばこを表象してきたのかを考察するとともに、その背景にあるたばこを取りまく社会の変化との関係を明らかにする。

なお、本稿では「たばこ」というひらがな表記を一貫して用いる。たばこはもともと外来語であるが、日本に伝来したのが 16 世紀と古いため日本語化しており、公用文においてもひらがな表記が一般化しているためである。また、原料である植物については「葉たばこ」と表記する（ただし、引用文中においてはその限りではない）。

また、本稿では「たばこ」という表記は特に断りがない限り、たばこ事業法 2 条 3 号が定義している「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたもの」とする。たばこの摂取方法には、葉巻、刻みたばこ（紙巻きたばこ、パイプを含む）、嗅ぎたばこ⁽²⁾、噛みたばこ⁽³⁾、水たばこ⁽⁴⁾などその地域や時代によって異なり、特定できないため。加熱式たばこ⁽⁵⁾は比較的新しく登場したものであり規制等も異なるため「たばこ」という表記には含まない（電子たばこ⁽⁶⁾は葉たばこを使用していないため、たばこ製品としては扱われない）。

2. 研究方法

本稿では、たばこや喫煙規制、たばこ広告などに関する文献、学術論文、刊行物、そしてたばこの新聞記事などを掲載したウェブサイトを通じて得られる情報を用いて研究をおこなう。

第 2 章ではアメリカ・WHO・日本における喫煙規制の歴史的展開について概観す

る。喫煙規制の背景で起こった論争やたばこに関する言説の交錯についても考察する。第3章では喫煙規制のなかでたばこ広告がどのように変化したばこを表象してきたのか、広告から読み取れる社会の変化やたばこ業界と反喫煙派による論争を通して明らかにする。第4章を結論とする。

第2章 喫煙規制

1. たばこによるリスク

はじめてたばこを使用ないし摂取したのはたばこの原産地である新世界アメリカの先住民だとされる。メキシコにあるパレンケ遺跡の「十字架の神殿」には、葉巻上のたばこを吸う神の浮き彫り（レリーフ）がある。7世紀末につくられたとされるこのレリーフが、現在年代がわかる最古のたばこに関する資料である[上野 1998:4; たばこと塩の博物館 2002:4-6]。1492年にコロンブス一行が新世界へ到着して以降、たばこは征服者や植民者によってヨーロッパ、世界へと広められた[上野 1998:50]。日本には、鉄砲とともに種子島に伝えられたのがはじまりだとされる。このように人類がたばこを嗜好品として楽しむようになるなかで、たばこと健康の関係については長らく論争の的となってきた。しかし1964年にアメリカで発表された『64年公衆衛生総監報告書』によってたばこの有害性が明白な事実であると認識されるようになった。「この報告をもって、喫煙と肺がんとの因果関係論争は完全に終結する」[宮島 2007:130]。本節では、喫煙規制の背景となっているたばこの有害性について、「能動・受動喫煙による有害性」、「ニコチン依存症」、喫煙による「社会的損失」に分けて明らかにする。

(1) 能動・受動喫煙によるリスク

1964年、アメリカの公衆衛生サービスが発表した『64年公衆衛生総監報告書』では喫煙による健康被害が次のように指摘されている。

紙巻きタバコ喫煙は、男性による肺ガン発症の原因として、ほかの原因とは比較にならないほど重要である。女性に関するデータは限られているが、同様の結論を示している。肺ガン発症の可能性は喫煙期間や喫煙量に比例して増すが、喫煙をやめると危険性は低下する。非喫煙者と比較して、「平均的な」喫煙者の肺ガン発症の危険性は九倍から一〇倍、そして「過度の」喫煙者のそれは少なくとも二〇倍にたつする。（中略）紙巻きタバコ喫煙は、アメリカに

において慢性気管支炎発症に関して最大の原因であり、この疾病による死亡の比率を高めている。また、喫煙と肺気腫のあいだには因果関係が存在しており、（中略）喫煙によって、肺気腫で死亡する可能性を高めている。（中略）また、紙巻きタバコの喫煙者にとって、心臓疾患での死亡率は非喫煙者よりもかなり高くなっている[岡本 2016:155; U.S Department of Health, Education, and Welfare Public Health Service 1964:37-40]。

報告書にまとめられたこのような警告は、当時すでに医学雑誌などに発表されていたものであったが、喫煙の危険性がアメリカ政府による公式見解として初めて述べられたものであったため、喫煙者の間で大きな衝撃となって広がった[岡本 2016:156]。また、喫煙規制問題に詳しいジャーナリストの斎藤が「今日にいたるまで、実はこの64年公衆衛生総監報告書が、当のアメリカを頂点とする世界の喫煙規制運動にとって最高の権威であり続けている」[斎藤 2005:168]と述べるように、この報告書はたばこの有害性について、現代に通じるかなり有益な情報を提供していると考えられる。また、この報告書では肺がんや慢性気管支炎のほかにも口腔がんや胃がん、心臓血管への影響や消化性潰瘍、肝硬変、妊婦の喫煙による低体重児出産などとの関連性、たばこの強い習慣性などについても指摘されている[U.S Department of Health, Education, and Welfare Public Health Service 1964:37-40]。また、WHOも1999年の報告書のなかで、たばこの有害性が世界中で7万編を超える科学的論文によって証明されてきたと宣言した[World Health Organization 1999:66]。

日本でも1965年に全国の6府県29保健所管内の40歳以上の地域住民を対象に「喫煙と健康に関する追跡調査」が開始された。この調査でも喫煙者の方が非喫煙者に比べ喉頭がん、肺がん、口腔がん、食道がんなどの死亡率が高いことが示された。1987年には厚生省の公衆衛生審議会が『喫煙と健康問題に関する報告書』（以下『たばこ白書』）を作成した。2018年に改訂・公表された『たばこ白書』は、たばこの有害性について以下のように指摘している。

紙巻きたばこの喫煙によって発生する化学物質は、主流煙の粒子成分が約4,300種類、ガス成分が約1,000種類の合計約5,300種類と報告されている。

このうち発性があると報告されている物質は約70種類に及ぶ。これらの化学物

質は、喫煙により速やかに肺に到達し、血液を通じて全身の臓器に運ばれる。たばこ煙に含まれる発がん性物質は、DNA の損傷等を通じてがんの原因となる。たばこ煙への曝露は、動脈硬化や血栓形成傾向の促進等を通じて、虚血性心疾患や脳卒中などの循環器疾患につながる。たばこ煙に含まれる化学物質は、肺の組織に炎症等を引き起こし、永続的な呼吸機能の低下の原因となる。（中略）喫煙に起因する年間死亡数は、世界では能動喫煙によって約 500 万人、受動喫煙によって約 60 万人と報告されている。日本人の年間死亡者は、能動喫煙によって約 13 万人、受動喫煙によって約 1 万 5 千人（肺がん、虚血性心疾患、および脳卒中による死亡）と推計されている。（中略）日本人における喫煙者本人への影響（能動喫煙）として、喫煙との関連について「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である」と判定された疾患等は、がんでは、肺、口腔、咽頭、喉頭、鼻腔、副鼻腔、食道、胃、肝、膵、膀胱、および子宮頸部のがん、肺がん患者の生命予後悪化、がん患者の二次がん罹患、およびかぎたばこによる発がんであった。循環器疾患では、虚血性心疾患、脳卒中、腹部大動脈瘤、および末梢動脈硬化症であった。呼吸器疾患では、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、呼吸機能低下、および結核死亡であった。妊婦の能動喫煙では、早産、低出生体重、胎児発育遅延、および乳幼児突然死症候群（SIDS）であり、その他の疾患等では、2 型糖尿病の発症、歯周病、および、ニコチン依存症であった[厚生労働省 2018:42]。

近年、受動喫煙の有害性についても問題視されている。「今から四〇年ほど前までは、病院でもどこでもたばこを自由に吸えた」[児玉 2020:10]。しかし病院や大学、飲食店などの公共空間での喫煙は禁止され、私的空間であっても集合住宅のベランダや子どものいる家庭での喫煙が議論となっている[児玉 2020:7]。受動喫煙とは、「健康増進法」第 25 条にて「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう」と定義されている。また、たばこを吸った直後の喫煙者からの呼気からの排出や衣服に付着したたばこ煙有害成分の遊離によっても受動喫煙の被害が生じている[田中 2014:18]。「たばこ白書」によると、喫煙者が吸うたばこ中の化学物質は副流煙にも存在しており、はきだされる副流煙を非喫煙者が吸うことにもなるので、生物学的には、受動喫煙は肺がんの原因となりうる。また、虚血性心疾患、脳

卒中、臭気・不快感、鼻の刺激感との関連を「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分であると結論付けた[厚生労働省 2018:329-349]。さらに、副流煙は燃焼温度が低くフィルターを通過させないために、主流煙よりもさまざまな有害物質が多く含まれている。そのため受動喫煙のほうが能動喫煙よりも健康に与える悪影響が大きいとされている[田中 2014:19]。

受動喫煙の有害性については、1970 年代から『公衆衛生総監報告書』（U.S. Department of Health, Education, and Welfare 1972, 1975, 1979）などで指摘されはじめ、元国立がんセンター疫学部長の平山が 1981 年に発表した論文“Non-smoking wives of heavy smokers have a higher risk of lung cancer: a study from Japan”を論拠として多くの研究がおこなわれてきた。2003 年には WHO の総会で採択された「たばこ規制枠組み条約」において、受動喫煙の有害性が科学的証拠により明白に証明されているとして、長年の医学的論争の 1 つに終止符を打った[小谷野 2005:25; 田中 2014:21]。ちなみに、JT は「環境中たばこ煙⁽⁷⁾は非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません。環境中たばこ煙への曝露と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと私たちは考えています。」⁽⁸⁾として受動喫煙の有害性には否定的な立場をとっている。

(2)ニコチン依存症

たばこの有害性は身体だけでなく精神にも悪影響を及ぼす。それがニコチン依存症である。たばこ、ニコチンの依存性の研究については、19 世紀中ごろから本格的におこなわれてきた[岡本 2016:213]

忌々しい紙巻きタバコの聖で、数多くの聡明な若者たちは一七歳になるころには意志の力が衰え、道徳心が失せ、神経系統が麻痺し、生活全般が崩壊してしまう。タバコ依存症者はやがて嘘つきや泥棒になる。彼はニコチンに対する抗しがたい欲求を満足させるためにわずかばかりのお金を盗むだけではなく、親や先生や親友たちに平気で嘘をつく。ニコチンによって麻痺した彼は、勉強も働きもせずにただテーブルの前に無気力に座っているだけで、向上心というものもほぼ失われてしまっている[Whelan 1984:45]。

喫煙者は、ニコチン摂取量に応じて喫煙量を調節しており、喫煙によるニコチン摂取量が増加するとその後の喫煙量が減少し、ニコチン摂取量が減少するとその後の喫煙量が増加するという現象がみられる。それは、ニコチンには脳内でドーパミン分泌を促し、それによって脳が快感を得るという作用があり、ニコチンの欠乏によって生じる不快感はニコチンの摂取によって解消されるためである。[田中 2014:25]。さらに、ニコチンの欠乏による不快感を回復させる効果を、たばこの効用と錯覚したり、有害性を認める心理的苦痛を認知許容によって軽減したりするようになる。これにより、喫煙の個人的価値が相対的に上昇して健康や家族などの他の価値を凌駕するようになるとともに、無意識に喫煙の有害影響を軽視する傾向が現れる。たばこなしの喫煙を人生において価値あるものと感じる認知は「嗜癖性の信念」と呼ばれ、喫煙者のもともとの性格傾向ではなく、依存症の一病態であると考えられている[厚生労働省 2018:307]。そのため、ニコチン依存者は喫煙行動から抜け出せなくなり、ますます被害を被ってしまうのである。

(4)社会的損失

近年の喫煙規制の勢いの背景には、たばこの健康被害だけでなくたばこによって生じる社会的損失がある。そのなかでももっともよく取り上げられるのは経済的損失である。2018 年の『たばこ白書』によると、たばこの経済的な負の影響は関連疾患の医療費（超過医療費・超介護費）、施設・環境面への費用（火災の費用・清掃費用）、生産性損失（能動喫煙および受動喫煙にともなう喫煙関連疾患での入院・脂肪による損失、火災による損失）など多岐にわたり、損失の総額は 4 兆 3 千億円にのぼるとされる。また、売り上げなどの正の影響も存在するが、総額は 2 兆 8 千億円にとどまり負の影響のほうが大きいとされる[厚生労働省 2018:26]。また、WHO が 2002 年『たばこアトラス』を発行した。これは、たばこと健康、経済、ビジネス、政治、貿易そして不正取引、訴訟、詐欺のような犯罪との関連やたばこの流行を減速するための多面的なアプローチとその重要性などについて書かれている[マッケイ・エリクセン 2003:9]。それによると、政府、雇用者、環境に対するたばこの経済的損失には、社会福祉費用および医療費、輸入紙巻きたばこにおける為替差損、食料栽培用の土地の喪失、不注意な喫煙による家事や建物への損害による経済的損失、森林破壊からたば

この吸殻の収集にまで広範囲な環境における経済的損失、欠勤、生産性の低下、いっそう高い事故件数および保険料である[マッケイ・エリクセン 2003:40]。このように、たばこによる社会的損失は税金などの正の影響を上回り無視することのできないものとなっている。

2. 喫煙規制の歴史

2021 年 12 月 9 日、ニュージーランド政府がたばこの国内販売を段階的に全面禁止する計画を発表した。この計画は、喫煙可能な年齢を毎年引き上げることで最終的に全人口を禁止対象とするものである。たばこの規制については、健康被害についての警告表示やたばこ税の増加、未成年の喫煙を禁止するための年齢制限などが設けられてきたが、成人であれば最終的に喫煙をするか否かの選択は個人に委ねられていた。しかし今回の計画が成立すると、2023 年時点で 15 歳未満のものはたばこ購入を生涯にわたって禁じられる。これは世界規模での喫煙規制の勢いが高まっていることを示していると考えられる。この節では、前節で述べたたばこの有害性を背景として展開してきた喫煙規制を取り上げる。

(1) アメリカの喫煙規制

紙巻きたばこが登場する以前のアメリカでは、すでにパイプタバコや嗅ぎたばこ、葉巻、噛みたばこなどが使用されており、それぞれの形態に対する人々のこだわりは強かった。そのため紙巻きたばこはすぐに広く受け入れられることにはならなかった。しかし、1861 年に南北戦争が始まると、短時間に嗜むことができる紙巻きたばこの利点に気づかされ、紙巻きたばこが次第に浸透していった[岡本 2017:1]。それに伴い、喫煙への批判が強まった。1905 年 8 月 12 日の『ハーパーズ・ウィークリー』（ニューヨークを拠点とするアメリカの政治誌）は、シガレットが新奇で手軽なため、女性や未成年も手を出すようになったことが、良識ある人々の輦蹙買ったというのが理由でたばこに対するすべての敵意は、現今では紙巻きたばこに集中しているようにみえたと述べている[Robert 1949:169]。また、発明王のトーマス・エディソンは同じく反喫煙派であった自動車王のフォードに次のように書き送っている。

シガレットの有害物は、主として巻紙が燃えることによって発生します。この

発生物質はアクロレイン（acrolein）〔CH₂=CHCHO〕というものです。この物質は、神経中枢に強く作用し、脳細胞を退化させますが、その作用は少年ほど急激なのです。ほかの多くの麻酔剤と違って、この退化は、永久的で手に負えないものです。私はシガレットを吸う者は雇いません[上野 1998:185-186]。

フォードも社員に禁煙を推奨し、自身の禁煙論を開陳した著書も出版している。そして、このような有名人とともに当時の禁煙運動に重要な役割を果たしたのは、もともと婦人キリスト教禁酒同盟に関係していたルーシー・ページ・ガストンである。ガストンは喫煙の飲酒へと導く役割を問題視した。喫煙と飲酒の関連については 1798 年に、アメリカ独立宣言の署名者の一人で医師のベンジャミン・ラッシュが『タバコの習慣的使用の健康、道徳および財産に対する影響についての考察』[Benjamin Rush 1798]という論文のなかで強く主張している。ガストンは主要メンバーとして参加していた禁酒運動団体に対して禁煙の重要性を喚起する一方、ターゲットをたばこに絞って 1899 年「反シガレット連盟」をシカゴで結成した。こうした社会改革運動が功を奏し、反シガレット法制定の波がアメリカ全土を襲った。その結果、テキサスを除くすべての州が未成年へのたばこ販売を禁止する条例を成立させ、14 の州はたばこの全面販売禁止に踏み切った。しかし、こうした動きにもかかわらず、たばこは大都会を中心に着実に伸びていき、女性の喫煙率も増加の一途をたどった。さらに、第一次世界大戦が始まると、大量の紙巻きたばこが兵士たちに送られ、銃後でもいっそう普及した。第一次世界大戦後の 1920 年代にはいると禁煙運動はしだいに下火となり、1927 年にはすべての州で禁煙法が撤廃された[上野 1998:184-187; 和田 2004:69-71]。

今日に繋がる喫煙規制が始まったのは、第二次世界大戦後である。運動の中心はアメリカとイギリスであった[斎藤 2005:135]。それ以前のラッシュなどが提唱してきたたばこの有害性に関する言説があまり受け入れられてこなかった理由が 2 つあると岡本は述べる。1 つは国民の平均寿命の短さである。そもそもたばこが原因とされる疾病は、たばこの使用を始めてからただちに症状が現れるわけではなく、1 日の喫煙量や体質によって個人差はあるものの、発症までに数十年間の期間を要するとされた。そのため、たとえ病気を発症する可能性があったとしてもそれ以前にたばこは関係ない別の原因で亡くなることが多かったのである。もう 1 つの理由は、医学の未発達である。喫煙による疾病である肺がんは目視や触診では発症しているかの判断が

困難であったため、レントゲン撮影機や気管支鏡などの医療機器が実用化されるまでは症例として報告されることがほとんどなかったのである[岡本 2017:62-63]。そのため、第二次世界大戦が終わると、肺がんの症例が急激に増加したのである。その後、疫学研究が進み、1962 年に伝統と権威のあるイギリス王立医師協会が“Smoking and health/ a report of the Royal College of Physicians of London on smoking in relation to cancer of the lung and other disease”（以下『喫煙と健康』）という報告書を発表し、1964 年にはアメリカで『64 年公衆衛生総監報告書』が発表された。こうして医学的知見に基づいたことにより喫煙規制がよりいっそう展開していくのである。

また、アメリカにおける喫煙規制に重要な役割を果たしたものとして、1950 年代からこれまでに起こされた 1000 件を超えるたばこ会社を相手に取った訴訟が挙げられる。

アメリカで「なぜ訴訟が必要なのか」と問えば、直ちに、アメリカの議会は強力なタバコ・ロビーに支配されていて、増税にしろ、規制にしろタバコ会社に不利な政策はいつもつぶされてしまうからだ、という答えが返ってくる。この政治の場では非力な反喫煙運動も、訴訟ではタバコ会社を屈服させ、その利益を政策に反映させることができるとされるのである。これは、訴訟というチャンネルが開かれることによって政策形成への「参加」が可能なるということであるが、それに加えて、もう一つ、現代型訴訟の積極的な機能とされるのが「討議」である。政治は、どうしても利益集団の間の取引の場となりがちであり、しばしば密室の中で重要な政治的決定が行われ、政策的な討議が尽くされていないことがあるのに対し、訴訟では、まさにその公開性によって、また焦点を絞った理詰めの議論によって、こうした弊害が克服されと考えられるのである[棚瀬 1999:67-68]。

喫煙によって健康を損ねたと考える個人やその家族によって治療費や慰謝料の支払いをたばこ会社に求める訴訟が 1954 年に開始された。議論の焦点は、たばこ会社のたばこ広告の妥当性やたばこの潜在的危険性に対する認識であった。しかし、喫煙と肺がんなどとの因果関係は肯定されたが、喫煙者自身がたばこの喫煙性を承知で喫煙していたとして 20 世紀中に原告に支払われた賠償金は 1 セントもなかった。しか

し、1994 年にたばこ会社からの内部告発により、たばこ会社が長年にわたってたばこの有害性を知りつつも否定していたことやニコチンの依存性を武器、大人に憧れる若年層をターゲットとした戦略的マーケティングを展開していた事実が法廷で白日のもとに晒された。さらに、同年から個人ではなく州政府が医療費求償訴訟を開始した。個人の訴訟では、危険を承知で喫煙をおこなっていたのではないかという問題があったが、州政府が原告の場合、個々の患者を前提としていないのでこの難問から解放された[伊佐山 136,140-149; 岡本 2017:151-158; 斎藤 2005:141]。以上のような理由から、たばこ業界への逆風が強まると、個人裁判においてたばこ会社に勝訴する例がみられるようになった。1997 年には、アメリカの 40 州がたばこ会社に対し、喫煙による医療費求償訴訟を起こした。この裁判は和解という結果で終わるが、その内容はたばこ会社が今後 25 年間で総額 3685 億ドル（当時で約 42 兆円）を支払うというものであった。さらに、「紙巻きたばこには強い依存性がある」、「紙巻きたばこには発がん性がある」、「喫煙によってあなたが死ぬことがある」、「たばこの煙は非喫煙者に致死性肺疾患を引き起こす」などの 13 項目を警告表示すること、自動販売機によるたばこの販売禁止、人物や動物の絵柄を使ったたばこ広告の禁止、スポーツイベントの主催、後援の禁止、アメリカ食品医薬品局のたばこ規制権限の強化、たばこ業界の内部文書の公開が義務付けられた。また、広告についても野外の大型広告塔、タクシーなど公共交通機関での広告、青少年に人気のある帽子や T シャツを使った広告、漫画やイラストを使った広告を廃止することとなった[伊佐山 1999:147-149]。1996 年には当時のクリントン大統領が青少年に対する販売や広告を厳しく規制する大統領令を発布するなど、喫煙規制は勢いを増して展開していく[斎藤 2005:124]。

現在では、屋内での全面禁煙化、公園や大学、海岸などの公共性の高い屋外での禁煙化、歩きたばこ、企業による喫煙者の不採用、テレビや映画における喫煙シーンの制限、増税など「スモークフリー」を掲げた喫煙規制が進展している。

(2)WHO の喫煙規制

喫煙の健康への有害性が明らかになると、アメリカやイギリスを中心として反たばこの風潮が高まった。これを反映させるべく、WHO は 1970 年の第 23 回世界保健総会においてたばこと健康に関する最初の決議がおこなわれたことを契機に、世界各国政府に対し積極的な喫煙規制対策をとるよう具体的勧告をおこなってきた[伊佐山

1999:3; 斎藤 2005:139]。WHO が設立 40 周年を迎える 1988 年 4 月 7 日を、「第 1 回世界禁煙デー」と定め、禁煙を推進するための記念日とした。翌年の 1989 年以降は毎年 5 月 31 日を「世界禁煙デー (World No Tobacco Day)」とし、禁煙マークをプリントした T シャツを着てマラソン大会などを開き、世界的に禁煙を呼び掛けている⁽⁹⁾。1997 年の「第 10 回世界禁煙デー」では、当時の WHO 事務総長である中嶋宏が「たばこ製品は二〇世紀の半ばからこれまでに先進国だけでも六〇〇〇万人以上の人命を奪いました。この先三〇年間、たばこ消費が大きく減らなければ、毎年世界中で一〇〇〇万人がたばこによって殺され、その七割は発展途上国が占めることになります。このような人災による膨大な死亡は全世界の保健衛生上の緊急課題となっています。この病災の流行を食い止めるには、効果のある保健対策を速やかに実行しなくてはなりません」[伊佐山 1999:3]と喫煙規制の重要性について強く主張した。また 1989 年には、たばこ使用を防止、減少するための国家プログラム開発の推進を目的とした「たばこか健康かに関する WHO プログラム(Tobacco or Health Program)」が決議された。こうした WHO による勧告を受け、特にアメリカやヨーロッパ諸国では大きな成果がみられた[伊佐山 1999:3]。しかし、喫煙規制が先進国で一定の成果を挙げる一方で、アメリカや日本などの巨大たばこ企業は途上国や青少年をターゲットにした販売戦略を展開しており、健康被害や社会的損失は世界規模のものとなった。

こうした状況を背景に、2003 年 5 月の第 52 回世界保健総会において「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約 (WHO Framework Convention on Tobacco Control; FCTC)」(以下「たばこ規制枠組み条約」)が採択された。「たばこ規制枠組み条約」は「タバコの使用及び、タバコの煙にさらされることの広がりを経続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するタバコの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、タバコの消費及びタバコの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護すること」[田中 2014:92-93]を目的としている(第 3 条)。つまり、世界各国が独自に喫煙規制に取り組む必要があるが、国によっては喫煙規制の専門家やノウハウが不足してしまう。そのため、喫煙規制の各国共通の目標、ロードマップを設定し、未成年者をたばこの煙から守るためにも成人による禁煙を推進しようということである[厚生労働省 2018:419]。これは、国際的に共同して喫煙規制をおこなうことを定めた保険分野で最初の国際条約である。当時の WHO 事

務総長である元ノルウェー首相のブルントラントは就任演説のなかで、次のように語った。

私は本日、はっきりとたばこは人殺しであると言明する。たばこに対抗する幅広い協力体制が必要であり、世界的なたばこ消費の執拗な増加を抑止するために広範囲にわたる協力者を求める。たばこ産業は、少年たちが最も誘惑されやすいことを知っていて利用している。たばこは広告されるべきではなく、助成されるべきではなく、また魅惑的に見せられるべきではない[伊佐山 1999:2]。

「たばこ規制枠組み条約」は、ブルントラント事務総長の長年の尽力の結果だといえる。この条約の基本原則（第4条）として、①すべての人にたばこの有害性に関する情報を提供すべきであり、その被害から守るために政府によって効果的な措置が考慮されなければいけないこと、②喫煙規制における包括的な措置および強調した対応措置を自国において並びに地域的および国際的に策定し支援するには強い政治的な決意が必要であること、③効果的な喫煙規制のためのプログラムを作成し実行するために、技術や知識の共有、資金援助などの国際的な協力が必要であるということ、④疾病や障がい、死亡を予防するためにたばこ消費の減少が必要であること、⑤喫煙規制の結果として生計に深刻な影響を受けるたばこの耕作者や労働者には経済的な意向を援助するための技術援助と資金援助が必要であるということ、⑥この条約の目的達成のために市民社会の参加が不可欠であることがあげられている。また、締約国の一般的義務（第5条）としては、①議定書に従った喫煙規制の計画およびプログラムを実施し、更新すること、②喫煙規制のために組織を確立し、資金提供をおこなうこと、③喫煙規制のための政策を実施するにあたり、国内法に従い、たばこ産業からその政策を擁護するよう努めること、④議定書の実施のための措置、手続きおよび指針に関する提案を作成することに協力すること、⑤議定書の目的を達成するために、国際的および地域的な政府機関並びに他の団体と協力すること、⑥可能な範囲で、この条約の効果的な実施のために資金を調達することがあげられている。また、喫煙規制を進めるうえで、たばこの増税、屋内における受動喫煙の防止、たばこに関する教育、情報の伝達、啓発の強化、たばこ広告や販売促進および後援活動の禁止、たばこの不正取引の防止、未成年者への対応、環境の保護などについて具体的な指針が述べられて

おり、これらの対策を単独でなく包括的に進めていくことが重要であるとしている。

WHO は「たばこ規制枠組み条約」による喫煙規制の進捗状況を、2008 年から『WHO Report on the Global Tobacco Epidemic』を発刊して報告している。この報告では、「たばこ規制枠組み条約」による喫煙規制のなかでも最も重要な 6 つの政策について、それぞれの政策の頭文字をとって“MPOWER”（Monitor: たばこの使用と予防政策のモニタリング、Protect: 受動喫煙からの保護、Offer: 禁煙支援・治療の提供、Warn: 警告表示等を用いたたばこの危険性に関する知識の普及、Enforce: たばこの広告・販促活動・後援活動の禁止、Raise: たばこ税の引き上げ）と名付け、政策パッケージとして提示し、各国の喫煙規制の進捗状況を評価している。

(3) 日本の喫煙規制

日本では 1987 年が「嫌煙権元年」と呼ばれている。それまでも各地に禁煙団体は点在したし、平山によるたばこががんの関係を調べた疫学調査などもあったが、社会的な影響を持つまでには至らなかった。ところがこの年、「きれいな空気を吸う権利」の確立を求める市民が「嫌煙権」という言葉を足がかりに「嫌煙権確立をめざす人々の会」を結成した。伊佐山によると「嫌煙権」とは、「非喫煙者の健康といのちを守るために、公共の場所や共有の生活空間での喫煙規制を訴える権利主張である。いいかえれば、喫煙者がたばこを吸うのは自由だが、非喫煙者を喫煙者の“ゆるやかな自殺”の巻き添えにするなという主張である」[伊佐山 1983:1]。また、同年に弁護士や学者で構成される「嫌煙権確立をめざす法律家の会」が相次ぎ結成されて、喫煙規制への端緒が開かれた。これら 2 つの団体は主に喫煙の場所的制限、つまり分煙の制度化を訴えた[斎藤 2005:135; 児玉 2020:10; 奥田 2020:46]。1980 年には初の嫌煙権訴訟が起こされた。当時、新幹線こだま号の 16 号車を除いて国鉄の中・長距離列車に 1 両の禁煙者もなかったため、原告は国鉄車両の半分を喫煙車両、半分を禁煙車両にすることを訴えた。1987 年に下された判決は原告敗訴であった。しかし 7 年間の法廷闘争の間に、全体の約 30% を禁煙車両とすることができたので、実質勝訴として控訴はなされなかった。ただ、この裁判の判決理由のなかで、「受忍限度論」が展開された。これを 3 つに整理すると、「①国鉄は交通手段の唯一のものではないこと、ほぼ全ての列車に禁煙車ができており、適切な選択をすれば、たばこの煙による被害を回避することは困難ではなくなったこと。②一般的に受動喫煙の結果、眼、

鼻、咽の痛みなどの被害や不快感を受けることがあることは認められるが、列車内の受動喫煙は『一過的』であり、受忍限度内である。③日本の社会は喫煙に対して寛容であるので、このような風潮も判断の基準にすべきである[伊佐山 1999:85]。しかし、当時すでに受動喫煙による有害性が一過的なものでないことは医学的に証明されていたし、原告側が求めたのは分煙であり、喫煙者と非喫煙者双方にとって不利益が生じるものではなかったため非喫煙者に適切な選択を迫ることは理不尽であるとして受忍限度論は容認できるものではなかった。さらに、たしかに日本の社会は喫煙に対して寛容であったといえるかもしれないが、それはたばこ産業がたばこに関する情報を隠蔽し、青少年や若い女性をターゲットにしてたばっこ拡販政策を展開してきたからであるとして、受忍限度論は物議を醸した[伊佐山 1999:87-88; 児玉 2020:12-13]。この嫌煙権訴訟の判決がでた 1987 年前後から日本の喫煙規制が本格化した。1958 年には「たばこ行動計画検討会」が、防煙、分煙、禁煙の三本柱を掲げて具体的な喫煙対策の進め方を示し、これを受け、厚生労働省や人事院が喫煙マナーに関するガイドラインを作成し、たばこ業界による広告や自販機の自主規制が進んだ。また、1987 年 10 月には、厚生労働省が日本の政府機関として喫煙の有害性を詳細に論じた最初の報告書である「たばこ白書」の初刊を公表した。直後の 1987 年 11 月には東京で第 6 回「たばこか健康か世界会議（World Conference on Tobacco Health）」が開催され、日本に大きな影響を与えた。たばこ問題情報センター代表の渡辺は、厚生労働省を動かした最大の要因は国内の嫌煙権運動などではなく、「WHO とアメリカの外圧だった」[斎藤 2005:137; 栗原 2005:228]と語った。

このように日本の喫煙規制の勢いが高まるなか、1984 年 8 月にたばこ事業法と日本たばこ産業株式会社法が制定され、これまでのたばこ専売制が廃止された。たばこ事業法では、日本たばこ産業による葉たばこの買い付けとたばこ製造の独占を定めている。株式会社になったといっても、日本たばこ産業株式会社法第 2 条により、常に株式の 2 分の 1 以上は政府が所有することになっているので、基本的には専売時代と変わらず、むしろたばこの宣伝を大々的にやるようになったため、状況はよりいっそう悪くなったとさえいえる[伊佐山 1999:170-171]。そしてたばこ事業法第 1 条は、この法律の目的を次のように定めている。

この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し必要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

この法律の目的は要するに、たばこをたくさん売ってたばこ産業を発展させ、財政収入を確保し、国民経済を発展させるということである。国民の健康を守るという視点が欠如している法律であるといえ、国民の健康を犠牲にしたとしても、たばこ拡販政策を押し進めることを堂々と定め、たばこを金儲けの手段としている。たばこをどんどん売ってたばこ事業の発展を図るというたばこ事業法の方針と、国民の生命と健康を尊重して公衆衛生の向上・増進を図るという考え方とは根本的に相容れないものである。伊佐山は、日本の喫煙規制対策が世界の潮流から大きく立ち遅れてしまった元凶は、このたばこ事業法であり、速やかに廃止されるべきであると主張している[伊佐山 1999:171-172; 宮島 2007:126-127; 田中 2014:299]。

しかし、それでも嫌煙権訴訟の影響は大きく、「この裁判をもって嫌煙権は名実ともに認知され、以降、『日本のタバコ対策は欧米に三〇年は遅れている』との掛け声のもと、世は嫌煙一色に染まっていくことになる」[栗原 2005:217]。2000 年になると、すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のため、壮年死亡と、健康に関連する生活の質の低下を軽減することを目指した「健康日本 21」が策定され、2003 年 5 月に「健康日本 21」の法的基盤として「健康増進法」が制定された。その第 25 条には次のように記されている。

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

なお、同条におけるその他の施設としては、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽等多数の者が利用する施設を含むほか、受動喫煙徹底防止のため、鉄軌道車両、バスおよびタクシー車両、航空機、旅客船などについても含むものと解されている[田中 2014:112]。「健康増進法」は、受動喫煙の防止義務について述べたはじめての法律であったが、罰則のない努力義務となっていた。その後、2018年7月に、「健康増進法」のうち、受動喫煙防止を定めた第25条を中心に改正された「改正健康増進法」が成立した。この法律は、学校や病院や市庁舎などの施設では敷地内禁煙、事務所やホテル、飲食店、国会などのそれ以外の施設では原則屋内禁煙となり、全面禁煙すべき施設と分煙すべき施設が明確に規定され、喫煙者や事業者にも罰則付きの義務が課されるようになった。ただし、経過措置として、既存の経営規模の小さな飲食店に関しては、喫煙可能である旨を掲示すれば店内で喫煙可能とした。「改正健康増進法」は2020年4月1日に全面施行された[児玉 2020:15; 奥田 2020:52]。地方自治体レベルでは、2002年に東京都千代田区で策定された「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」によって路上喫煙が禁止されると、これを皮切りに千葉県市川市、東京都品川区、福岡市などでも路上喫煙を禁止する条例が策定された。また、2009年には神奈川県で、国に先駆けて罰則規定を設けた「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が策定され、屋内の喫煙を制限した。2012年には兵庫県において、2018年には東京都で受動喫煙を防止する条約が策定された。「東京都受動喫煙防止条例」の前文には次のように記されている。

受動喫煙が及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中等の発症との関連や、母子においては乳幼児突然死亡症候群の危険性が高まるなど、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかにされている。（中略）全ての都民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするためには、受動喫煙が健康に及ぼすこうした悪影響について都民一人一人が正しく理解することが必要である。（中略）東京都は、都民の健康増進を一層図る観点から、受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な者に対し、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備するとともに、受動喫煙に対する都民の理解の促進に努

めなければならない。（中略）このような認識の下に、どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

この条例が前提としているのは、受動喫煙の有害性は科学的に明らかであり、その事実を正しく理解することが必要である、という事実認識である。そして、この前提に基づいて、東京都内での受動喫煙規制の環境の整備と、都民への啓蒙の推進を目指した法的枠組みを東京都が定めると記されている。具体的には公共的施設を運営する事業者に対して、受動喫煙を防止するための環境整備を求め、喫煙者に対しては、喫煙禁止場所での喫煙を差し控えるよう求めている。これは、先ほど取り上げた「改正健康増進法」と同様に、喫煙行為を一律に禁ずるのではなく、受動喫煙を避けるべき場所での環境整備を事業者、利用者に対して命ずる法令であり、多方面に配慮された慎重な内容を有している。そのため奥田は、現在の日本の喫煙規制に関して、この2つの法令に注目すべきだと述べている[奥田 2020:48-55]。

こうした近年の喫煙規制の背景には、2004年に日本も批准した「たばこ規制枠組み条約」があり、岡田が「WHOの推奨する基準に照らせばどちらも（「改正健康増進法」と「東京都受動喫煙防止条例」）まったく十分ではないのも事実だが、少なくとも、WHOの示した目標地点に向かって着実に前進していることもまた否定しがたい事実である」[奥田 2020:55]。実際、MPOWERの4段階評価によると2014年末時点で日本は、Monitor（たばこの使用と予防政策のモニタリング）において最高レベルの達成度に到達しているのみで、Protect（受動喫煙からの保護）、Offer（禁煙支援・治療の提供）、Warn（警告表示等を用いたたばこの危険性に関する知識の普及）、Enforce（たばこの広告・販促活動・後援活動の禁止）、Raise（たばこ税の引き上げ）の項目において最低レベルだと判定されていたが、2020年末時点では、Monitorは最高レベルを維持し、「改正健康増進法」や受動喫煙防止条約の制定が評価され、Protect、Offer、Warn、Raiseの項目は最低レベルから抜け出した。しかし依然として、Enforceの項目は最低レベルのままで、たばこ広告の法的規制がなく、自主規制にとどまっていることが問題視されている。

第3章 たばこ広告の変化

現在、日本を含む多くの国でたばこといえば一般的に紙巻きたばこを指すが、これは 20 世紀になってからのことである。たしかに、17 世紀のスペインでは刻んだたばこの葉を神今いたものが出現しており、それがロシアやフランスやトルコなどへも伝えられたが、ただちに流行したわけではなかった。紙巻きたばこが世界中へ広まるきっかけになったのはクリミア戦争だったと言われており、戦場での使いやすさからこの形態のたばこが推奨された[岡本 2017:1]。紙巻きたばこが日本に伝来したのは明治時代になってからである。16 世紀末から江戸時代を通じ、刻みたばこをキセルに詰めて吸う喫煙方法が主流だった日本人にとって、紙巻きたばこは初めて目にする新しい喫煙方法であった。この紙巻きたばこは文明開化とハイカラ好みの時流に乗り大都市を中心に急速に普及した。こうして紙巻きたばこをはじめ新しい商品が普及していくなかで広告は多くの人々の心を引きつけ、広告というものに対する新たな認識を生んだ[塩とたばこの博物館 1986:187]。

本章では、長年続いてきたたばこ広告に言及しながらそれらが何を伝えようとしたものであったかを述べる。さらにそれぞれの広告の内容とそれらがおこなわれた時代背景及びたばこを取りまく社会の変化との関係を明らかにする。「明治初期から現在に至る 100 年余の間に作成されたたばこ関係を中止とするこれらのポスターは、時代とともに変化する嗜好品としてのたばこのあり方や当時の世相を知るうえで、貴重な手がかりである」[たばこと塩の博物館 1986:3]。

1. たばこ広告の歴史と規制

(1) 初期たばこ広告

そもそも日本のたばこ文化の基礎は、刻みたばこをキセルに詰めて吸う形態にあった。キセルを用いた喫煙方法は東南アジアから東アジアの他の国にもみられ、日本だけに特徴的なものではなかったが、日本の特色は、髪の毛ほどの細さの刻みたばこにある。細刻みによる繊細でマイルドな味わいが日本人に好まれたのだろう[川床 2007:237-238; たばこと塩の博物館 2008:58-59]。

日本において、紙巻きたばこの国産化が始められたのは比較的早く、1869 年（明治 2 年）には東京の麹町の土田安五郎が、ロシアの口付たばこ⁽¹⁰⁾を模して製造を始

めたとされている。また、1873 年（明治 6 年）にオーストラリアで開催されたウィーン万国博覧会に参加した竹内毅と石川治平は、紙巻きたばこ製造機を買い入れ、その機械で製造した紙巻きたばこを、1877 年に開催された第 1 回内国勸業博覧会に出品し、褒賞を獲得している。これを受け、明治 10 年代になると、都市を中心に紙巻きたばこの製造に関する新聞記事がみられるようになる。しかし、地方では依然として細刻みたばこが好まれており、外国製品に品質で劣っていた国産紙巻きたばこは苦戦を強いられていた[たばこと塩の博物館 2006:18]。この時代のたばこ産業は、専売制が施される以前の民営時代で、大小数多くのたばこ製造会社が全国にみられた。各々が独自のたばこを製造・販売しており、売れ行きのよいたばこの商標や銘柄、パッケージデザインを模倣したイミテーション商品が多く出現している。特に外国製の両切たばこ⁽¹¹⁾のパッケージデザインを模倣したものが多かった[谷田 2004:224-225]。

このように、たばこの普及とともに各たばこ会社による宣伝合戦が活発化していたが、そのなかでも東京の岩谷商会と京都の村井兄弟商会による宣伝合戦は、「明治たばこ宣伝合戦」と称されるほど激しいものであった。岩井は、1884 年（明治 17 年）に口付たばこ「天狗たばこ」を発売して以降、「東洋煙草大王」、「広告の親玉」を名乗り、主に国産葉を原料としたたばこの販売を展開した。また、赤色にこだわりをみせ、店舗や馬車、自身の服を赤色にし、ポスターやパッケージなどにも赤色を使用したデザインを用いて派手な宣伝をおこなった。一方で、村井兄弟商会は、アメリカ産の輸入葉を原料とした両切たばこを製造販売した。1891 年（明治 24 年）には「サンライズ」を、1894 年（明治 27 年）には「ヒーロー」を発売したが、この横文字の製品名と外国製紙巻きたばこに範を取った西洋風の白のパッケージデザインは大人気で売上を伸ばした。東と西、赤と白、口付と両切、和と洋など、それぞれが対抗するようにおこなわれた宣伝は、当時最先端の印刷技術を使ったパッケージや看板、引札、ポスター、新聞・雑誌広告、宣伝隊、宣伝歌、景品といった当時考えられるありとあらゆる広告媒体を駆使しながら繰り広げられた[たばこと塩の博物館 2006:47]。明治維新が起こり、手工業から機械工業へと移行したことにより、生産力が高まり近代的な会社形態がとられ始めた。この時代のなかでおこなわれた「明治たばこ宣伝合戦」は、現代につながる宣伝方法や広告デザインの進展に寄与しただろう。また、村井はパッケージやポスターの印刷は、商品イメージを左右する大切な要素であるとして、印刷技術の改善にも力を注いだ。アメリカのステッカー印刷会社と提携して、京都に

東洋印刷株式会社を設立し、従来の石版いんさつより高能率なアルミ平板輪転印刷機⁽¹²⁾を導入し、当時の日本では最新の機械と技術を持った印刷会社となった。このような高度な印刷技術を手にした村井への対抗策として、凸版印刷⁽¹³⁾を採用し、現在の凸版印刷株式会社の前身である凸版印刷合資会社の設立に携わった[谷田 2004:226-227]。以上のように明治民営期におけるたばこパッケージやポスターなどの広告は、たばこの隆成とともに技術革新を進め、印刷技術の向上にも貢献したといえる。

(2) 広告規制

たばこ産業は、広告が人々の喫煙を奨励し、その喫煙量を増やす役割を果たしているということを否定している。しかし、研究ではまったく反対の結果が示されており、政府がたばこによる被害と喫煙を防止する必要性を認識したことによって、たばこ広告の制限と全面的禁止が一般的になりつつある[マッケイ・エリクセン 2003:76]。

1960 年代になり、イギリスの『喫煙と健康』やアメリカの『64 年公衆衛生総監報告書』が発表されると、喫煙規制の風潮が高まり、たばこ広告にも目を向けられた。アメリカでは 1971 年からテレビでのたばこ CM が法的に禁止され、その他先進諸国でもテレビのたばこ CM が禁止された。このような状況下で、日本専売公社は「ホープ」や「ハイライト」を発売し、女性を使ったポスターや「今日も元気にたばこがうまい!」、「生活の句読点」、「たばこは動くアクセサリ」など、斬新なコピーを駆使して、購買意欲をおおいに煽った。日本の喫煙率は報告書が発表されてからも上昇し、1966 年には男性喫煙率が 83.7%、女性喫煙率が 18.0%と、ピークに達した。喫煙抑制に関して変化があったとすれば、1972 年に「健康のため吸いすぎに注意しましょう」という愚にもつかない注意表示がたばこパッケージにささやかに刷り込まれた程度である[伊佐山 1999:ii; 宮島 2007:130-131]。1984 年に制定されたたばこ事業法の第 40 条ではたばこ広告については「製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない」とし、基本的には業界の自主規制に委ねることとし、必要がある場合に、財政制度等審議会の意見を聴いたうえで、財務大臣が、たばこ広告をおこなうものに対して勧告をおこなうとしている。勧告に従わなければ違反内容を公表するという処分をおこなう。それ以外に、処罰に関

する条文が定められていないため、言い換えれば、たばこ広告の指針違反に対する処罰は公に知らせるという社会的制裁をもっておこなうということになる。また、翌年に設立された「たばこ協会」がこの指針に基づき、広告・販売促進活動に関する自主基準、包装表示に関する基準を決定した[田中 2014:105-106]。内容は、18時から21時までのテレビCM、女性向け雑誌、読者の50%以上が未成年である雑誌、未成年に人気のある芸能人の起用等の自主規制である。この幾回かにわけて自主規制は細かく変更される。しかし、1987年11月に東京で開催された第6回「たばこ健康か世界会議」で11項目の勧告が採択されたが、そのなかの1つが、たばこの宣伝活動の自粛は「テレビのたばこCMの禁止を第一歩とすべきである」というものであった。先進国のなかで、当時テレビのたばこCMを流している国は日本だけであったため、この勧告は事実上日本名指しの批判であった。この勧告を受け、2年後の1989年、たばこ事業等審議会が大蔵省に財務省（当時、大蔵省）に2つの答申をした。1つ目は、テレビCMの自主規制を強化するというものであり、2目は、パッケージの表示をそれまでの「健康のために吸いすぎに注意しましょう」という表現から「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」に変更するというものであった[伊佐山 1999:167]。1つ目のテレビCMの強化の具体的内容としては、自粛時間を2時間延長するというものであった。ここまでの勧告や批判を受けながらもテレビCMの禁止に至らなかったのは、喫煙規制を進めるという名目でテレビCMを維持しようという試みがあったのではないかと考えられる。また2つ目の注意表示の変更については、当時の他の先進諸国では、注意表示ではなく肺がんなどの具体的病名をあげての警告表示がなされていた。また、「吸いすぎに注意」という言葉を使っており、また依存症についての表示もないため、消費者は、少量の喫煙であれば健康にはなんら問題がないと思い込んでしまうだろう。そしてついに世界の喫煙規制の潮流に抗しきれず1998年4月、テレビやラジオ、インターネットなどの電波媒体でのたばこCMが自主規制された。また、たばこ規制枠組み条約では、第11条（たばこ製品の包装およびラベル）において「タバコ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、タバコの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告を付するもの」として喫煙をおこなうものに対して、たばこに関する十分な情報が提供されることを保障するよう各国に求めており、日本でも批准後、たばこパッケージの前面、背面等に「喫煙はあなたにとって肺気腫を悪化させる危険性を高めます」等

の警告表示がなされた[児玉 2020:30-31]。ちなみに現在の「ピース・ライト」には、前面に「たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます」、背面に「20 歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向を強め、あなたが心筋梗塞など虚血性疾患や脳卒中になる危険性を高めます」という警告表示がなされている。受動喫煙や改正健康増進法に関する警告表示もなされており、パッケージ面積の 50% 以上を占めているが、画像なしでの警告表示であるため MPOWER の評価では上から 2 番目の評価にとどまっている⁽¹⁴⁾。

2. 喫煙規制に抵抗するたばこ広告

ここまでみてきたように、世界規模で急速に喫煙規制が展開されている。そのなかでもアメリカやヨーロッパに比べると「三〇年遅れている」[伊佐山 1999:ii]をされる日本でも、現在では、たばこの有害性が詳しくではなくとも知れわたり、喫煙所以外での喫煙が罰則付きで禁止され、たばこ広告についても目にする機会はほとんどなくなった。喫煙率も年々減少している。この節では、喫煙規制の風潮に逆行してたばこ企業はどのように人々の喫煙行動を維持しよう試みたのかをたばこ広告から読み取る。

(1)健康をアピールする広告

1950 年代以降、アメリカやイギリスで喫煙と肺がんとの関連について取り沙汰されるようになると、たばこ企業にとってたばこの安全性をアピールすることが必要になった。こうしたなかで、注目され、急速に普及したのがフィルター付きたばこである。1950 年代初頭、アメリカにおいてフィルター付きたばこのシェアはわずか 1.4% にすぎなかったが、煙を濾過するフィルターは少しでも健康を維持したという喫煙者のニーズに合致し、またたく間に両切たばこのシェアを追い抜いた[宮島 2007:140]。1957 年になると日本において「ホープ」が国内初のフィルター付きタバコとして登場し、3 年後の 1960 年に発売されたフィルター付きたばこ「ハイライト」は、発売後わずか 20 日間で 4 億本を売り上げた。「ホープ」の広告には「あなたの夢を生かした新しいたばこ」、「口あたりのよいフィルターチップ付」と書かれており、今までのたばことは違いより健康なたばこであること、また、フィルターによって日本人

好みのマイルドな味わいになっていることを示している。また、ロングサイズのホープは「『HOPE』を小文字の『hope』に替えることによって柔らかさを与え」[JT デザインセンター・たばこと塩の博物館 2009:49]などの工夫も施されている。1969年には活性炭フィルターを用いた「セブンスター」が登場した。こちらは、味がマイルドになった分を香料で補い、香喫味を求める喫煙者のニーズに応えた。また、「チェリー」の広告には、「ニコチン、タールをおさえてしかもおいしいたばこをつくる」、「ソフトブレンド・タイプ」、「ニコチン、タールはセブンスターより少ない」と書かれており、たばこが健康的にも喫味的にも軽いものになっていることが強調されている。しかし、「60年代にライトやウルトラライトなどといったタバコが登場して以来、喫煙者の肺がん発生率が上昇した」[宮島 2007:143]との指摘もある。そのため、1977年に登場した「マイルドセブン」の広告には「誰も知らない小さな島でひとりのんびり過ごしてみないかやさしさだけを友にして」とやはり、優しさという言葉を使って健康への有害性を否定しているようにも捉えられる。このたばこは名前からたばこの軽さを示すものとなっているが、現在では、健康被害についてはマイルドではなく、誤解される恐れがあるため「Mevius」という名前に変更された[児玉 2020:31]。また、1960年前後になると「今日も元気だたばこがうまい」という言葉が書かれたたばこ広告が多く登場する。文字からも読み取れる通り、健康をアピールしている広告では間違いなが、これらの広告は喫煙者1人が描写されたものではなく、他の人や動物と描写されているものが多い。こうしたところから喫煙者の周囲に与える受動喫煙の危険性についてもほとんど問題がないと表現されているように考えられる。

(2) 青少年をターゲットにした広告

1950年代以降、たばこと肺がんとの関連が明らかになり、さらなる疫学研究によって現在では、虚血性心疾患や肺気腫などの各種疾だけでなく、「スモーカーフェイス」と呼ばれる醜い顔貌になるほか、声にも変化がみられ、「スモーカーボイス」と呼ばれるしわがれ声になるなど喫煙のさまざまな健康に対する有害性が明らかになっている[田中 2014:11]。また、これにともなう喫煙規制によって多くの先進諸国で喫煙率は減少傾向にある。しかし、この影響によってたばこ業界は財政的な痛手を受けたことは言うまでもない。そんなときに打開策としてたばこ業界が注目したのは未成

年者である[宮島 2007:210]。

第2章で触れた、アメリカで1950年代から現在までに起こされた1,000を超える訴訟を契機として内部文書が多数公開されてきた。そのなかでもとくに目を引くのが未成年者を顧客として取り込むための研究についての記述である。1976年、BAT(ブリティッシュ・アメリカン・タバコ)の系列であるインペリアル・タバコ・オブ・カナダ社は、16歳以下の子どもに対する戦略的マーケティングを、充実したデータベースに基づくものとするため特別なプロジェクトをスタートさせる。これは「プロジェクト・シックスティーン」(16歳計画)と呼ばれるものである。インペリアル・タバコ・オブ・カナダ社は、早い段階で喫煙を習慣化させれば、そのまま長期間にわたって顧客であり続けてくれると考えたのである。隠しカメラを設置した場所に10代の子どもたちを集め、観察会合を繰り返しながら、大人に憧れてたばこを手にする青少年たちの心理分析がおこなわれたのである。報告書には次のような記述があるとされている。「若い年齢ではタバコの味やニコチンの高揚感はそれほど重要ではない。(中略)社会的要求条件のほうが優先される。したがって、ある程度ニコチン依存が伸びるまでは、他の要素のほう味が味よりも重要である」、「11歳から13歳に達すると、スモーカーによるノンスモーカーへの仲間うちの圧力が働くようになり、ノンスモーカーを愚弄し、先導して、喫煙を始めるようにさせる」、「吸い始めのスモーカーは仲間を見習うだけでなく、尊敬され、賞賛されている特定の人物をまねることが多い」[宮島 2007:212]。こうした事細やかな心理や行動を研究材料に、未成年者にもっとも効果的な販売促進方法を編み出し、吸う気にさせるブランドを開発していった。具体的には、若者が夢中になるモータースポーツやコンサート、ストリートイベント、冒険旅行などの主催・協賛者となり、製品のイメージを植え付けていたのである。こうした商法はインペリアル・タバコ・オブ・カナダ社だけがおこなっていたわけではなく、内部文書がはやくに表沙汰になっただけで、最大手のフィリップ・モリス社を含む多くの会社が似たようなことをしていた[伊佐山 1999:171-173; 宮島 2007:210-212]。

日本でも同様に、未成年者の心理を利用して喫煙を煽っているとされる。JTには「たばこはハタチになってから」や「スポーツにも人生にもルールがある。ルールがあるからガンばれる。『たばこはハタチになるまで吸ってはいけない』これがルール」と書かれた、一見、未成年者の喫煙を禁止する広告がある。しかしこれは、子どもた

ちの持つ、早く大人になりたいといった心理やルールに従えと言われたら破りたくなるといった心理を利用したたばこ宣伝広告ではないかとされている[栗原 2005:222-223; 伊佐山 1999:104-105]。実際、2008 年にタスポ(taspo)⁽¹⁵⁾が導入される以前は自動販売機でだれでもたばこを購入できる状態にあり、未成年による喫煙もめずらしいものではなかった。そんななか、茨城県八千代町が 1998 年「青少年無煙の町」に関する宣言をした。宣言は、「心身の成長過程にある青少年がたばこの害により、健全な成長が阻止されることは広く認められているところです」と指摘した。そして新しい時代を担う青少年がたばこの煙に直接的に、間接的に触れることなく健全に成長することを願い、家庭と地域社会および行政の綿密な連携、青少年喫煙の害についての継続的な啓蒙活動、小・中・高等学校の校内無煙化、文教地域でのたばこの宣伝の自粛、たばこの完全対面販売をめざし自動販売機の段階的撤収を宣言している。このように未成年の喫煙に関して当時はかなり深刻な問題であったが、現在はタスポの導入やたばこ購入時の年齢確認によって未成年が簡単にたばこを手にすることができない環境が築かれている。

3. たばこと性表象

第二次世界大戦中の 1944 年、たばこの割当配給制が開始された当初、対象者は男性に限られ、女性は子どもと同じく半人前とみなされて支給の対象から外されていた。1947 年、GHQ の指導により、女性への配給も開始されたが、男性には 1 か月に 120 本支給されていたのに対して、女性には 130 本しか支給されなかった[宮島 2007:182]。この時代のたばこ広告には男性の喫煙シーンを映したものがほとんどで、女性が喫煙者として表象される広告はほとんどなく、女性が広告に映っても「御進物にたばこ」という言葉とともに映されている。ここから、女性はたばこの送り手にはなれても受け取り手にはなれず、また前衛的な男性は喫煙を許されるが、女性には許されない時代であるということが読み取れる。第二次世界大戦が終わり、1950 年になると割当配給制が廃止され、たばこが自由販売に戻ると、日本専売公社は販売宣伝に力を入れ始め、女性への売込みを最重要課題の 1 つとした。[宮島 2007:182]。実際、この時代のたばこ広告には、「たばこは動くアクセサリー」という言葉とともに喫煙する女性が映されている。アクセサリーという明らかに女性だけを対象にした言葉が含まれているという点で、女性がたばこの受け取り手（喫煙者）になることが許されているこ

とがわかる。また、「思考の扉をたたく」という広告も登場しているところから、女性の社会進出、男女平等が押し進められているということが読み取れる。しかし、1987 年になると、女性の喫煙シーンを描いたたばこ広告がたばこ協会によって自主規制される。しかし、女性向けに、カラフルなデザインやパッケージのたばこや清涼感のあるメンソール、スリムなたばこが発売され、女性の喫煙率がもともと高いものではなかったとはいえ、現在までほぼ横ばいである。また、喫煙シーンは規制されたが、女性が映る広告は依然として続いており、スリムたばこと女性のスリムなきれいなスタイルとを連想させるたばこ広告も登場した。現在でも、たばこにはダイエット効果があるとする言説を聞くが、こうしたたばこ広告がそのイメージにつながっているのかもしれない。

第 4 章 結論

世界規模で喫煙規制が展開されるなかで、たばこの有害性や批判などについては耳にすることが多い。また、たばこ広告も自主規制によって大々的にたばこを宣伝できるものではなくなった。しかしたばこ広告が広告である以上は、どれだけ喫煙規制が進んだとしてもたばこ広告だけは消費者の購買意欲を維持、向上させようとする。

この先も、喫煙規制は進み、ニュージーランドが長期間かけてたばこを廃止しようと試みているように、世界中で段階を踏んで分煙ではなく禁煙化が押し進められていくと予想するが、そのなかでたばこ広告がどのようにたばこを表象していくのかは非常に興味深いものであり、広告業全体にも影響を与えるだろう。

最後に、本論文についての反省だが、肝心のたばこ広告の資料を集めるのが非常に困難であった。参考にした資料のなかには、現在では規制対象となっているものはあまり含まれていない状態だった。また、数的評価をおこなうことができれば客観的で説得力のあるものになっただろう。

注

- (1)厚生労働省の最新たばこ情報「成人喫煙率（JT 全国喫煙者率調査）

<http://www.health-net.or.jp/tobacco/product/pd090000.html> より（2021 年 9 月 23 日

参照）。

- (2)嗅ぎたばことは、粉末状のたばこを鼻孔から摂取する方法で、アメリカ先住民の時代から用いられており、17 世紀にはフランスの宮廷社会での流行をきっかけにヨーロッパ中で流行し、その後アジアやアフリカなどにも伝えられた[川床 2007:22,166-168]。

- (3)噛みたばことは、たばこの粉末を口から摂取する方法で、噛むというよりはしゃぶることによってたばこの成分を摂取する。これもアメリカ先住民の時代から用いられていた摂取方法であり、特にアメリカでは紙巻きたばこが一般的となる 20 世紀の中頃まで、噛みたばこが人々に好まれる人気の消費形態であった[上野 1998:43; 和田 2004:56-58]。

- (4)水たばことは、17 世紀初頭にペルシアで生まれた喫煙形態で、フッカーやシーシャーとも呼ばれる。水たばこは容器に入れた水を通して煙を吸うため、煙が冷やされ、喫味がマイルドになるという効果を持つ。水たばこはその後中国や東南アジアにも伝わった[上野 1998:72-76]。

- (5)加熱式たばことは、葉たばこや葉たばこを加工したものを燃焼させるのではなく、加熱することによってエアロゾル（霧状）化したニコチンと加熱によって発生した化学物質を摂取する。日本では、喫煙者および周囲への健康影響やにいが紙巻きたばこよりも少ないとして 2016 年ごろから急速に普及した。

- (6)電子たばことは、香料などを含む溶液を電氣的に加熱し、発生させたエアロゾルを吸入する製品である。日本ではニコチンを含むものは現在販売されていないが、ニコチンの有無にかかわらず、健康影響には懸念があると考えられる。

- (7)環境中たばことは、喫煙者が吸入した煙（主流煙）の吐出煙と、たばこの先端から出る煙（副流煙）とが空気中で拡散し、薄められたものである。また、このよ

うな環境中のたばこ煙を喫煙者の周囲の人間が吸い込むことを、受動喫煙と呼ぶ。

(8)JT ホームページ「環境中たばこ煙」

<https://www.jti.co.jp/tobacco/responsibilities/guidelines/responsibility/smoke/index.html> より（2021 年 11 月 31 日参照）。

(9)ウィキペディア「世界禁煙デー」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%96%E7%95%8C%E7%A6%81%E7%85%99%E3%83%87%E3%83%BC> より（2022 年 1 月 3 日参照）。

(10)口付たばことは、紙巻きたばこに口紙と呼ばれるやや熱い円筒形の吸い口をつけたものである。ロシアで発達し、北欧で多くみられたが、現在では次第に生産量が少なくなっている。

(11)両切たばことは、刻んだたばこを上出真紀、両端をそろえて切断したものである。

(12)アルミ平板輪転印刷機とは、板に付けられたインキを、一度ゴムブランケットなどの中間転写体に転写したあと、かみなどの被印刷体に印刷する機械である。

(13)凸版印刷とは、印刷する画線部が突起している版面を使い、この部分にインキを付けて印刷する方法である。

(14)e-ヘルスネット「わが国のたばこ規制・対策の現状」

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-04-004.html> より（2022 年 1 月 17 日参照）。

(15)タスポとは、成人識別のための IC カードである。

参考文献

半田昌之

- 1987 「近代日本のポスターーたばこポスターを中心に」 たばこと塩の博物館編『ポスター1』 pp.186-194、たばこ産業弘済会。

伊佐山芳郎

- 1983 『嫌煙権を考える』 岩波書店。

伊佐山芳郎

- 1999 『現代タバコ戦争』 岩波書店。

JT デザインセンター、たばこと塩の博物館

- 2009 『ポケットの中のデザイン史 日本のたばこデザイン 1945-2009』 美術出版社。

川床邦夫

- 2007 『世界たばこ紀行』 山愛書店。

児玉聡

- 2020 「喫煙はどこまで個人の自由かー喫煙の倫理学」 児玉聡編『タバコ吸ってもいいですかー喫煙規制と自由の相剋』 pp.3-44、信山社。

厚生労働省

- 2016 「喫煙と健康ー喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000172687.pdf>(2021年12月12日参照)。

小谷野敦

- 2005 「禁煙ファシズム・闘争宣言」 小谷野敦編『禁煙ファシズムと戦う』 pp.17-114、KKベストセラーズ。

栗原裕一郎

- 2005 「嫌煙と反-嫌煙のサンバー論争史、それから映画『インサイダー』について」 小谷野敦編『禁煙ファシズムと戦う』 pp.199-248、KKベストセラーズ。

マッケイ, ジュディス、エリクセン, マイケル

- 2003 『たばこアトラス』 日本公衆衛生協会訳、日本公衆衛生協会。(Judith Mackey, Michael Eriksen, 2002, *The Tobacco Atlas*, Geneva: WHO.)

宮島英紀

2007 「まだ、タバコですか？」講談社。

岡本勝

2016 『アメリカにおけるタバコ戦争の軌跡－文化と健康をめぐる論争』ミネルヴァ書房。

岡本勝

2017 『タバコ広告でたどるアメリカ喫煙論争』丸善出版。

奥田太郎

2020 「喫煙しない自由からの闘争－喫煙規制問題を倫理学する」児玉聡編『タバコ吸ってもいいですか－喫煙規制と自由の相剋』p.45-94、信山社。

Robert, Joseph C.

1949 *The Story of Tobacco in America*. Montana: Kessinger Publishing LLC.

斎藤貴男

2005 「『禁煙ファシズム』の狂気」小谷野敦編『禁煙ファシズムと戦う』pp.115-198、KKベストセラーズ。

曾根智史、藤崎清道

1998 「テレビのたばこ広告中止の予想される影響」『厚生指標』45(3): 3-8。

たばこと塩の博物館

1986 「ポスター1」たばこ産業弘済会。

たばこと塩の博物館

2002 「蔵出し！コレクションあれこれ」たばこと塩の博物館。

たばこと塩の博物館

2006 「広告の親玉 赤天狗惨状！～明治のたばこ王 岩谷松平～」たばこと塩の博物館。

たばこと塩の博物館

2008 「ことばにみる江戸のたばこ」山愛書院。

田中謙

2014 『タバコ規制をめぐる法と政策』日本評論社。

棚瀬孝雄

1999 「米国タバコ訴訟の展開とタバコ政策」『ジュリスト』1149:66-73。

谷田有史

「明治民営期のたばこデザイン概説」たばこと塩の博物館編『明治民営期のたばこデザイン』 pp.22-233、たばこと塩の博物館。

上野堅實

1998 「タバコの歴史」大修館書店。

U.S Department of Health, Education, and Welfare Public Health Service

1964 *Smoking and Health: Report of the Advisory Committee to the Surgeon General of the Public Health Service*. Washington. D.C.: Public Health Service Publication.

和田光弘

2004 『タバコが語る世界史』山川出版社。

Whelan, Elizabeth M

1984 *A Smoking Gun: How the Tobacco Industry Gets away with Murder*. Philadelphia: George F. Stickley Co.

WHO

1999 *The World Health Report 1999: Making a difference*. Geneva: World Health Organization.

Summary

Smoking Restrictions and Tobacco Advertising

Smoking restrictions are gaining momentum around the world. Behind this is the harmful effects of tobacco. Tobacco causes lung cancer and ischemic heart disease. Tobacco advertising conflicts with smoking regulations. In this article, we will consider the changes in the society surrounding tobacco from the content of tobacco advertising.

In 1964, a report showing the harmful effects of tobacco was published in the United States. As a result, smoking regulations have been advanced and the FCTC has been formulated by WHO. However, health-focused tobacco ads and tobacco ads for minors have emerged. It is very important how tobacco advertising will change as smoking regulations increase.

謝辞

本稿の執筆あたり、非常に多くの方にお力添えを頂いた。まず、指導教員である関根久雄先生に御礼申し上げたい。浅学な筆者に対して、2年間にわたるゼミのなかで、厳しくも優しいご指導を賜りました。本当にありがとうございました。

そして、ともに励まし合い、学び合い、ときには議論してくださった関根ゼミの皆さまや国際総合学類の同期にも謝意を示したい。この4年間で得た知識や刺激、かけがえのない時間を生涯大切にしていきたい。

また、両親にも感謝したい。いつのときも支えられ、応援され、励まされ、学業専念のために経済的支援までしていただいた。両親の母校であるこの大学を卒業できることを心から誇りに思う。